

警戒度レベル「特定警戒」における対応

※下線部が変更部分

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和 2 (2020)年12月30日 (水) ~令和 3 (2021)年1月11日 (月) ※終期は予定。状況を見て判断。

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

●県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項)

- ・ 不要不急の外出自粛を要請
- ・ マスクの着用、換気をはじめ、**3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底**を要請
- ・ **感染リスクが高まる「5つの場面」での注意**を要請
(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)
■特に、**感染リスクが高い場面を避ける**ことを要請 (大人数・長時間の飲食・飲酒の自粛、マスクなしでの会話の自粛)
- ・ 体調が悪い場合は、仕事は休むよう要請
- ・ 施設に応じた**感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける**よう要請
- ・ 外出時は、感染のリスクを避ける行動を要請
- ・ **ハイリスク者 (高齢者、基礎疾患を有する方)** は上記取組を特に徹底するよう要請

●事業者に対する協力要請

- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、**感染拡大防止のための適切な取組**を要請 (特措法第24条第9項)
- ・ 「**新型コロナ感染防止対策取組宣言**」の実施を要請 (特措法第24条第9項)
- ・ テレワーク等の制度活用の推進、**オンラインビジネスの推奨**

催物 (イベント等) の開催に関する協力依頼については別途定める

●栃木県医療危機警報による注意喚起の実施 (特措法第24条第9項)